

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
34	1111 予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費( ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	514	1回につき		
34	1113 予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486			
34	1115 予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位	445			
34	1112 予防医師居宅療養 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 ( ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位	298			
34	1114 予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位	286			
34	1116 予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位	259			
34	2111 予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	516 単位	516				
34	2112 予防歯科医師居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486				
34	2113 予防歯科医師居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合	440 単位	440				
34	1221 予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	565 単位	565			
34	1222 予防薬剤師居宅療養 1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	665				
34	1251 予防薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	416 単位	416			
34	1252 予防薬剤師居宅療養 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	516				
34	1271 予防薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	379 単位	379			
34	1272 予防薬剤師居宅療養 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	479				
34	1223 予防薬剤師居宅療養 1			(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	517 単位		517	
34	1224 予防薬剤師居宅療養 1・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位		617	
34	1255 予防薬剤師居宅療養 2				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位		617	
34	1256 予防薬剤師居宅療養 2・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位		617				
34	1225 予防薬剤師居宅療養 3		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		378 単位	378			
34	1226 予防薬剤師居宅療養 3・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位		478				
34	1253 予防薬剤師居宅療養 4		(三)(一)及び(二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月8回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478			
34	1254 予防薬剤師居宅療養 4・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	478				
34	1273 予防薬剤師居宅療養 5			特別な薬剤の場合 + 100 単位	341				
34	1274 予防薬剤師居宅療養 5・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	441				
34	1275 予防薬剤師居宅療養 6			特別な薬剤の場合 + 100 単位	341				
34	1276 予防薬剤師居宅療養 6・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	441				
34	1257 予防薬剤師居宅療養 7		(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	45 単位	45				
34	1131 予防管理栄養士居宅療養 1		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544		
34	1132 予防管理栄養士居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486		
34	1133 予防管理栄養士居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合	443 単位	443		
34	1134 予防管理栄養士居宅療養 1			(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	524 単位	524		
34	1135 予防管理栄養士居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	466 単位	466		
34	1136 予防管理栄養士居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合	423 単位	423		
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	361 単位	361			
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	325 単位	325			
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養	(3)(1)及び(2)以外の場合		294 単位	294				
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15%	加算					
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	加算					
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	加算					
34	8300 予防居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000	加算		1月につき			